

令和 9 年度公益助成事業応募要項

第 1 助成の趣旨

当事業団は、名古屋市内の高齢者等の在宅での療養を支援することにより、高齢者等が健やかで生きがいのある生活が送れるような環境作りを目指して平成 7 年 9 月に設立されました。

事業団はこの設立の趣旨に沿う調査研究事業に対し助成することにより、一般財団法人としての社会的な義務と責任を果たしていきたいと考えております。

第 2 助成の基準

- (1) 高齢者等の在宅での療養生活において、保健・医療・福祉の観点から健康の維持向上等に役立つ調査・研究（以下「調査研究」という。）を対象とします。

なお、疾病の治療などの研究を除きます。また、共同研究の場合は代表研究者を決めてください。

- (2) 名古屋市内の医療機関、介護保険関係の事業所や教育・研究機関において調査研究等活動されている方、または、実際の事業現場で実践的研究を予定されている方で、所轄の責任者（学長・所長など）の推薦を受けた調査研究内容とします。

ただし、大学院在学中の方の学位請求論文の作成を目的とした応募は対象外とします。

- (3) 調査研究を進めるにあたり、所属する組織における倫理委員会等の承認を必ず受け、研究協力者への倫理的配慮を明記すること。
- (4) 営利を目的とするもの及び完了した事業は対象になりません。
- (5) 令和 10 年度第 1 回公益事業企画運営委員会に出席のうえ、研究成果について報告できる方とします。

第 3 助成期間

- (1) 原則として、1 年程度で結果が出る調査研究とします。
- (2) 調査研究完了時点で、実績報告及び成果物等を提出（令和 10 年 3 月末日まで）していただきます。
- (3) 令和 9 年 9 月末に調査研究の取り組み状況について中間報告をいただきます。

第 4 助成金額と支給

- (1) 原則として 1 件当たり 20 万円～50 万円の範囲で、調査研究の内容によって金額を決定させていただきます。令和 9 年度の助成金総額は 100 万円を予定しています。
- (2) 助成金は、調査研究開始時（令和 9 年 4 月）に支給します。

第 5 助成金の使途

助成金は、調査研究のために必要な人件費（給与は除きます。）、交通費、賃借料、会議費、

資料代、印刷費（調査・研究助成成果物の印刷費は除きます。）通信運搬費、消耗品などに使用するものとします。

ただし、以下の経費は対象外とします。

- (1) パソコン（OS・ソフトを含む）、デジタルカメラ等汎用性のある機器
- (2) 学会参加費
- (3) 研究者（共同研究者含む）自身への謝金・手当
- (4) その他、公益事業企画運営委員会で不適當と認めた経費

第6 成果物の公表等

調査研究の成果については、当事業団の公益事業企画運営委員会等で発表をしていただくとともに、ホームページ等にも掲載をさせていただきます。

第7 応募方法

当事業団所定の申請書に必要事項を記入の上、当事業団へ提出してください。郵送等の場合は紛失等の事故を避けるため書留あるいは宅配便などでお送りください。なお、いったん提出いただいた申請書類は返却いたしません。

第8 選考方法

当事業団の公益事業企画運営委員会の審査により決定します。採択不採択の決定は、文書によって通知します。決定した調査研究については、公表することとします。なお、採択不採択の理由等、選考にかかわる内容につきましては、お問い合わせには応じられません。

第9 応募締切日

令和8年12月28日（月）（消印有効）

第10 決定

令和9年3月（予定）

第11 助成金振込み

令和9年4月（予定）

第12 申請書類提出先

一般財団法人 名古屋市療養サービス事業団

〒453-0834 名古屋市中村区豊国通1丁目14番地

TEL 052-482-3781

FAX 052-482-3785

URL <https://www.nrs.or.jp>

